|  |  |
| --- | --- |
| 申請番号 | ※事務局記入欄 |
| 認定番号 | ※事務局記入欄 |
| 認定種別 | ※事務局記入欄 |

快適施策実施状況報告書

1）作業所情報

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  |
| 作業所名 |  |
| 作業所所在地 |  |
| 工期（自）～（至） |  |
| 工事種類 | 土木　　・　　建築　　　　　※いずれかに○をつけてください |
| ※下記の表から小分類をご選択してご記入下さい。 |
| 工事概要（120字以内） |  |

※工事種類小分類

|  |  |
| --- | --- |
| 土木 | 橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入） |
| 建築 | 住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入） |

◎記入上の注意◎

* 「快適職場認定制度規程」、「第2回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第2回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。

※上記資料は <http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html> からダウンロードできます。

* フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
* 画像データは、1枚あたりのファイルサイズが100KB以下となるように調整してください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）
* 認定を受け、優良事例として指定された場合は、日建連HPや広報誌に掲載される可能性があります。作業所情報や写真等を記載する際は予め発注者等にご確認ください。

2）快適施策の実施状況を示す資料

|  |
| --- |
| 【審査項目①】　≪建設工事現場における作業中の適正な温熱環境の維持≫Ⅰ：外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること。Ⅱ：透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装（ヘルメットも含む）の支給、または購入費の補助の制度があること。 |
| 1. *施策の具体的な内容の説明文*
2. *その施策が実施されたことを示す写真*

*をⅠ、Ⅱにつきご記載ください（それぞれにつき1ポイント）。* |
| ■Ⅰ |
| ■Ⅱ |

|  |
| --- |
| 【審査項目②】　≪建設工事現場における作業空間の安全性の確保≫整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、作業場の無段差化、注意喚起機器類[WBGT警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等 |
| *施策が実施されたことを示す写真を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで]）。**ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容の説明文をご記載ください。* |
| ■施策（一） |
| ■施策（二） |
| ■施策（三） |

|  |
| --- |
| 【審査項目③】　≪建設工事現場における作業中の視環境、空気環境、音環境の管理≫照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等 |
| *施策が実施されたことを示す写真を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで]）。**ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容の説明文をご記載ください。* |
| ■施策（一） |
| ■施策（二） |
| ■施策（三） |

|  |
| --- |
| 【審査項目④】　≪建設工事現場で作業する建設技能者の身体負担・労力軽減≫作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬等作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、ICT建機の導入等]、等 |
| 1. *建設工事現場で作業する建設技能者の身体負担、労力軽減に寄与している具体的な内容の説明文*
2. *その施策が実施されたことを示す写真*

*を最大2施策までご記載ください（1施策につき1ポイント[最大2ポイントまで]）。* |
| ■施策（一） |
| ■施策（二） |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑤】　≪建設技能者の業務効率の向上≫タブレット端末等の活用による、電子的な情報管理 |
| 1. *建設技能者の業務効率の向上に寄与している具体的内容、効果の説明文*
2. *その施策が実施されたことを示す写真*

*をご記載ください。* |
| 【審査項目⑥】　≪トイレ【仮設トイレを設置している場合】≫建設工事現場に設置されている建設技能者のためのトイレ（建設技能者以外の者が使用することを認めないものではない）のうち、下記の条件を満たしたトイレが1台以上（現場に男女がいる場合は、男女別にそれぞれ1台以上）設置されていること。①建設技能者が使用することを主たる目的として設置されている、②清潔に維持管理されている、③国土交通省が定める「快適トイレ」仕様を満たしている |
| 1. *以下チェックリストへの記入*

≪チェックリスト≫　該当する項目の□を■に変更してください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 建設技能者のために設置されている【条件①】 |
| □ | 清潔に維持管理されている【条件②】 |
|  |
| 国交省「快適トイレ」に求める標準仕様【条件③】 |
| □ | 洋式便座 |
| □ | 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） |
| □ | 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること） |
| □ | 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） |
| □ | 照明設備（電源がなくても良いもの） |
| □ | 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上） |
| □ | 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 |
| □ | 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） |
| □ | サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） |
| □ | 鏡付きの洗面台 |
| □ | 便座除菌シート等の衛生用品 |

 |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑥】　≪トイレ【仮設トイレを設置している場合】≫ |
| *② チェックリストにある条件を満たしていることがわかる写真　をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑥】　≪トイレ【既存建物のトイレを賃借している場合等既設の常設トイレを使用している場合】≫建設工事現場に設置されている建設技能者のためのトイレ（建設技能者以外の者が使用することを認めないものではない）のうち、下記の条件を満たしたトイレが1台以上（現場に男女がいる場合は、男女別にそれぞれ1台以上）設置されていること。①建設技能者が使用することを主たる目的として設置されている、②清潔に維持管理されている、③国土交通省が定める「快適トイレ」仕様の一部を満たしている |
| *① 以下チェックリストへの記入*≪チェックリスト≫　該当する項目の□を■に変更してください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 建設技能者のために設置されている【条件①】 |
| □ | 清潔に維持管理されている【条件②】 |
|  |
| 国交省「快適トイレ」に求める標準仕様の一部【条件③】 |
| □ | 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） |
| □ | 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 |
| □ | 鏡付きの洗面台 |

 |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑥】　≪トイレ【既存建物のトイレを賃借している場合等既設の常設トイレを使用している場合】≫ |
| *② チェックリストにある条件を満たしていることがわかる写真　をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑦】　≪建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備≫冷暖房設備付きの休憩室（休憩車も含む）を設置していること。 |
| *施策が実施されたことを示す写真をご記載ください。**ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容の説明文をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑧】　≪建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備≫【屋外喫煙室の設置（屋内全面禁煙）の場合】下記の条件を満たした屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）または喫煙室の設置（空間分煙）の方法により、受動喫煙防止対策をしていること。 |
| *① 以下チェックリストへの記入*≪チェックリスト≫　該当する項目の□を■に変更してください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 建物の出入口や窓、屋外の人の往来が多い区域から可能な限り離して設置していること |
| □ | 煙の建物内への流入防止のため、空気の流れ等を考慮した場所に設置していること |

*② チェックリストにある条件を満たしていることがわかる写真をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑧】　≪建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備≫【喫煙室の設置（空間分煙の場合）】下記の条件を満たした屋外喫煙所の設置（屋内全面禁煙）または喫煙室の設置（空間分煙）の方法により、受動喫煙防止対策をしていること。 |
| *① 以下チェックリストへの記入*≪チェックリスト≫　該当する項目の□を■に変更してください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 専ら喫煙のために利用されることを目的とした室であること |
| □ | 煙が拡散する前に可能な限り吸引し、屋外に排出できる、屋外排気装置が設置されていること |
| □ | 煙の漏洩防止のため、出入口から喫煙室内に向かうスムーズな気流を確保していること |

*② チェックリストにある条件を満たしていることがわかる写真　をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑨】　≪建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備≫清潔性を維持するための設備の設置（シャワー室、洗濯機、乾燥機、等）※洗面所は不可（「快適トイレ」の要件に含まれているため） |
| *施策が実施されたことを示す写真をご記載ください。**ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容の説明文をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑩】　≪建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備≫救命のための施設、設備（AED、救護室等）の設置 |
| *施策が実施されたことを示す写真をご記載ください。**ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容の説明文をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑪】　≪建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備≫食事提供のための施設、設備（食堂、売店[自販機]、冷蔵庫、電子レンジ、等） |
| *施策が実施されたことを示す写真をご記載ください。**ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容の説明文をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑫】　≪建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備≫更衣室（各自に専用の鍵付きロッカーが割り振られていること）の設置 |
| *施策が実施されたことを示す写真をご記載ください。**ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容の説明文をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑬】　≪建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備≫小項目⑥～⑫に該当しない、「健康・衛生保持のための」、または「利便性向上のための」、施設、設備 |
| 1. *施策の具体的な内容の説明文*
2. *その施策が実施されたことを示す写真*

*をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑭】　≪社会保険や建退共への加入推進≫下請会社および現場入場者に対する社会保険加入の周知徹底・指導等を実施していること。 |
| 1. *加入指導方法*
2. *加入状況の確認方法*

*をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑮】　≪社会保険や建退共への加入推進≫建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること |
| 1. *掲示している建退共制度適用標識シールの写真*
2. *加入周知の方法*

*をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑯】　≪働き方改革に資する取組み≫・4週5閉所以上の実施（この場合、4週5閉所は原則として各月の第2土曜日を閉所することとする）・4週6閉所以上の実施（この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする）※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする（振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする） |
| *2018年4月1日以降における、月ごとの閉所実績**をご記載ください。**ただし、現場の開所が2018年4月1日以降の場合、現場開所月の翌月以降における、月ごとの閉所実績をご記載ください。*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 最低閉所日数（第2土曜＋日曜） | 申請作業所における閉所実績 |
| 閉所日数 | 閉所日 |
| 【記入例】 | 6 | 6 | 5（日）、11（土）、12（日）、19（日）、25（土）、26（日） |
| 2018年4月 | 6 |  |  |
| 　5月 | 5 |  |  |
| 6月 | 5 |  |  |
| 7月 | 6 |  |  |
| 8月 | 5 |  |  |
| 9月 | 6 |  |  |
| 10月 | 5 |  |  |
| 11月 | 5 |  |  |
| 12月 | 6 |  |  |
| 2019年1月 | 5 |  |  |
| 2月 | 5 |  |  |

 |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑰】　≪安全衛生教育の推進≫建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援（研修会等の実施） |
| 1. *施策の具体的な内容の説明文*
2. *その施策が実施されたことを示す写真*

*をご記載ください。* |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑱】　≪安全及び健康に関する意識啓発≫職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等 |
| 1. *施策の具体的な内容の説明文*
2. *その施策が実施されたことを示す写真*

*を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで]）。* |
| ■施策（一） |
| ■施策（二） |
| ■施策（三） |

|  |
| --- |
| 【審査項目⑲】　≪建設業に対するイメージアップへの貢献≫工事関係者以外との懇親イベントの開催、見学会の開催、等 |
| 1. *施策の具体的な内容の説明文*
2. *その施策が実施されたことを示す写真*

*を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで]）。* |
| ■施策（一） |
| ■施策（二） |
| ■施策（三） |

以上

【事務局記入頁】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 配点 | 得点 |  | 項目 | 配点 | 得点 |
| ① | 2 |  | ⑪ | 1 |  |
| ② | 最大3 |  | ⑫ | 1 |  |
| ③ | 最大3 |  | ⑬ | 1 |  |
| ④ | 最大2 |  | ⑭ | 必須 | 〇　× |
| ⑤ | 1 |  | ⑮ | 必須 | 〇　× |
| ⑥ | 必須 | 〇　× | ⑯ | 最大3 |  |
| ⑦ | 必須 | 〇　× | ⑰ | 1 |  |  | 認定基準 |
| ⑧ | 必須 | 〇　× | ⑱ | 最大3 |  | 21≦快適職場(プラチナ)18≦快適職場 |
| ⑨ | 1 |  | ⑲ | 最大3 |  |
| ⑩ | 1 |  |  |  |  |  |
| 合計X： | ／13 | 合計Y： | ／13 | 総合計： | ／26 |

|  |
| --- |
|  |